

大分市止水板設置工事費等補助金交付要綱

令和7年3月27日

(目的)

第1条 この要綱は、市民や事業者と本市が協働して浸水対策を進めることにより、浸水被害の防止又は軽減を図り、安全安心なくらし及び安定した事業活動環境の確保に資するため、大分市止水板設置工事費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建物等 住宅、店舗、事務所等又はこれらが存する敷地をいう。
- (2) 止水板 建物等の出入口等に設置し、浸水に耐える材質で止水性能を有することが認められ、繰り返しの使用及び容易に取外し移動が可能なもの（市販されている既製品に限る）をいう。
- (3) 関連工事 止水板の設置を行う箇所において、止水板の効果を高めるための工事であり、外壁又は外構の止水工事、土間コンクリート打設工事、その他大分市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めるものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、大分市に存する建物等に対して、次の各号の行為のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 止水板を設置する工事
- (2) 止水板を設置する工事に伴う関連工事
- (3) 止水板の購入

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を行う建物等の所有者又は使用者をいう。ただし、補助対象者が個人の場合は第8条第1項に規定される大分市止水板設置工事費等補助金交付申請書の提出日

（以下「申請日」という。）より前から大分市に住民登録がなされており、法人の場合は申請日より前から大分市に本店又は支店等の登記がなされたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には補助金の対象としない。

- (1) 止水板設置の目的が、専ら建物等の浸水を防ぐためのものとは認められないとき
- (2) 関連工事のみを行うとき
- (3) 建築基準法の定めのない建物等に止水板の設置を行うとき
- (4) 止水板の修繕（部材の更新を含む。）を行うとき
- (5) 国、大分県又は本市から同種の補助金等の交付を受けることができるとき
- (6) 売買等を目的とした建物等に止水板を設置するとき
- (7) 建物等の新築、増築、改築の時に合わせて止水板を設置するとき
- (8) 第9条第1項に規定される大分市止水板設置工事費等補助金交付決定通知

を受ける前に、補助対象事業を行ったとき

(9) 市税、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、下水道事業分
担金を滞納しているとき

(10) 国・地方公共団体であるとき

(11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77
号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第
2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するとき

(12) その他管理者が不適當であると認めるとき

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事
業に要する経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未
満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

(補助金交付回数の制限)

第7条 補助金の交付回数は、同一の敷地について1回までとする。

ただし、管理者が適當であると認める場合には、この限りではない。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という）は、大分
市止水板設置工事費等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え

て、管理者に提出しなければならない。

- (1) 止水板設置予定地の位置図
 - (2) 誓約書（様式第2号）
 - (3) 補助対象事業に関する図面（平面図・構造図等）
 - (4) 設置する止水板の仕様書・パンフレット等
 - (5) 補助対象事業の内訳を含めた見積書（消費税を含む。）
 - (6) 止水板設置箇所の写真（止水板設置前のもの）
 - (7) 住民票の写し（個人のみ）
 - (8) 土地及び建物等の登記事項証明書
 - (9) 納付状況調査同意書（様式第3号）
 - (10) 完納証明書（発行後、3か月以内のもの）（申請者について発行されない場合を除く）
 - (11) 完納証明書提出に関する理由書（様式第4号）（収益事業を行っていないため、法人市民税を課税されていない法人の申請者のみ）
 - (12) 止水板設置工事同意書（様式第5号）（建物等の所有者及び土地所有者が申請者と異なる場合のみ）（止水板の購入のみの場合は除く）
 - (13) 収支予算書（様式第6号）
 - (14) その他管理者が必要と認める書類
- （交付決定及び不交付決定の通知）

第9条 管理者は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当

と認めるときは、大分市止水板設置工事費等補助金交付決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、管理者は必要な条件を付することができる。

- 2 管理者は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付しないことを決定したときは、大分市止水板設置工事費等補助金不交付決定通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

（申請の変更及び中止）

第10条 前条1項の規定により補助金の交付が決定した者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた申請書の内容の変更及び中止をしようとするときは、大分市止水板設置工事費等補助金交付変更承認申請書（様式第9号）を遅延なく管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、その変更及び中止を承認し、大分市止水板設置工事費等補助金交付変更承認通知書（様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。この場合において、管理者は必要な条件を付することができる。

（交付申請の取り下げ）

第11条 交付決定者は、第9条第1項により交付決定を受けた申請を取り下げようとするときは、大分市止水板設置工事費等補助金交付申請取下届出書（様式第11号）を遅延なく管理者に届け出なければならない。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、第9条第1項により交付決定を受けた補助対象事業が完了したときは、遅延なく大分市止水板設置工事費等補助金実績報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 竣工図（平面図・構造図等）
- (2) 止水板設置箇所の写真（止水板設置後のもの）
- (3) 収支報告書（様式第13号）
- (4) 支払を証明する書類（領収書の写し）
- (5) その他管理者が必要と認める書類

（交付額の確定）

第13条 管理者は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、現地調査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大分市止水板設置工事費等補助金交付額確定通知書（様式第14号）により、交付決定者に通知するものとする。

（請求）

第14条 交付決定者は補助金の交付を請求しようとするときは、大分市止水板設置工事費等補助金交付請求書（様式第15号）を管理者に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条 管理者は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消部

分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(3) その他この要綱に違反したとき、又は管理者の指示・命令に従わなかったとき

2 管理者は、前項による通知は大分市止水板設置工事等補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により行うものとする。

(交付決定者の責務)

第16条 交付決定者は、補助対象事業により設置及び購入した止水板について、次の各号に掲げる責務を負うこととする。ただし、第12条に規定される大分市止水板設置工事費等補助金実績報告書の提出日(以下「実績報告日」という。)から起算して、第17条第2項に規定される管理者が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

(1) 補助対象者は、当該補助金により設置及び購入した止水板について、補助金の交付の目的に反して使用、交換、転売、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(2) 交付決定者は、補助対象事業に係る支出を明らかにした関係書類(収支報告書及び領収書)について、実績報告日から起算して10年間保管しなければならない。

ならない。

(止水板の処分の制限)

第17条 交付決定者は、補助対象事業により取得した止水板について、実績報告日から起算して、管理者が定める期間までは適切に維持管理しなければならない。

2 前項の管理者が定める期間については、実績報告日から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15条）別表第一の「建物附属設備」における「前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの」のとおり、別表に掲げる期間とする。ただし、設置する止水板の耐用年数について、参考資料（パンフレット等）で根拠が確認できた場合は、この限りではない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

別表（第17条2項関係）

設備名	管理者が定める期間
止水板（金属製のもの）	実績報告日から18年
止水板（金属製以外のもの）	実績報告日から10年

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 3 月 27 日から施行する。